

平成23年3月31日

各 位

八 尾 市 水 道 局

工事現場に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者について（お知らせ）

平成23年4月1日より、八尾市水道局（以下「水道局」という。）発注の建設工事における建設業法に基づく現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）について、下記のとおり取り扱いますのでご留意願います。

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法第26条に定める工事現場に配置する監理技術者等については、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付）」において雇用関係、交代要件、専任期間などの取扱いが明確化されているところです。

水道局発注の建設工事を施工される業者のみなさまにおかれましては、建設業法を遵守するとともに、「監理技術者制度運用マニュアル」を参考にされ、適正な技術者等の配置をお願いいたします。

記

1. 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等については、当該建設業者と**直接的※1)**かつ**恒常的※2)**な雇用関係にあることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日などにより確認できることが必要です。

※1) 直接的な雇用関係とは

配置予定技術者とその当該建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいい、**在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。**直接的な雇用関係は、資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書などによって確認できることが必要です。

※2) 恒常的な雇用関係とは

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方のもつ技術力を熟知し、建設業者が責任をもって技術者を工事現場に配置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等ができることが必要であり、特に、**専任の監理技術者等**については、入札の申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。恒常的な雇用関係は、資格者証の交付年月日、健康保険被保険者証の交付年月日などによって確認できることが必要です。

2. 監理技術者等の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。(建設業法第26条第3項)

公共性のある工作物に関する重要な工事とは、請負金額2,500万円以上の工事(建築一式工事の場合は5,000万円以上)のことをいい、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます(かけ持ち配置は不可)。

契約書上の工期を監理技術者等の専任期間としますが、**完了検査終了日の翌日から専任を解くこととします。**

3. 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

ただし、**特例**として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の**専任を要しない監理技術者等**となることができるとされています。

水道局が発注する工事においては、八尾市域内の工事は全て八尾市域内の営業所と近接した工事とみなします。

営業所における専任の技術者について、水道局が必要と認めた場合は、雇用関係を証するものの写し等の提出を求めます。

なお、現場代理人は現場に必ず常駐であることが必要であるため、営業所における専任の技術者は現場代理人になることができません。

4. 工事現場における現場代理人

現場代理人については、八尾市水道局工事請負契約約款の第10条第2項に「工事現場に常駐し、その運営、取締りを行なう」と規定しており、必ず常駐であることが必要です。

そのため、**他の工事**の現場代理人や監理技術者等とは**兼務できません**ので、適正に配置してください。(同一工事の現場代理人と監理技術者等を兼務することは可能です。)

契約書上の工期を現場代理人の配置期間としますが、**完了検査終了日の翌日から配置を解くこととします。**

5. 監理技術者等・現場代理人の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き、認められません。また、現場代理人

における取り扱いについても同様とします。

水道局が必要と認めた場合、真にやむを得ない場合を確認するため、資料等（例：傷病については病状が確認できる診断書等、退職については退職が確認できる資料等）の提出を求めます。

真にやむを得ない場合、監理技術者等・現場代理人の工期途中での交代は、原則として当初配置していた監理技術者等・現場代理人に係る要件（例：発注した工事が予定価格 500 万円以上である場合、監理技術者等にあつては、入札参加申請（申請書添付資料の到達期限）の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係が必要で、現場代理人にあつては、入札参加申請（申請書添付資料の到達期限）の日以前の雇用関係が必要。）を満たす者を配置することが必要です。

なお、入札参加申請の後、契約締結時までの間であれば配置予定技術者等の変更は可能とします。この場合、当初予定していた配置予定技術者等に係る要件を満たす者を配置することが必要です。

水道局におきましては、適正な施工の確保を徹底するため、下記の方法により現場代理人及び監理技術者等の雇用関係の確認を行います。

1. 確認の対象とする入札

水道局において発注を行う条件付一般競争入札

2. 確認する内容及び方法

○入札参加時

配置予定の現場代理人及び監理技術者等は、当該建設工事を請負う建設業者と**直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者**であること。

そのため、発注する工事が予定価格 **500 万円以上**である場合は、入札参加条件として、入札参加申請時に当該配置予定の現場代理人及び監理技術者等の**健康保険被保険者証の写しなど、雇用関係を証するものの写しの提出**を求めます。

なお、監理技術者等にあつては、入札参加申請（申請書添付資料の到達期限）の日以前に**3 ヶ月以上の雇用関係**を有する監理技術者等が配置できることを入札参加条件とします。

○契約時から工事竣工まで

契約時には、配置予定の現場代理人及び監理技術者等の雇用確認のため、**健康保険被保険者証の写しなど、雇用関係を証するものの写しの提出**に加えて、現場代理人及び監理技術者等届に**顔写真（カラー）を貼り付けたもの**の提出を求めます。

また、工事竣工までの期間において、水道局が必要と認めた場合は、現場代理人及び監理技術者等の健康保険被保険者証などの原本の提示を求め、確認します。

■**監理技術者制度運用マニュアル**（平成16年3月1日付）

国土交通省ホームページ⇒「政策・組織一覧」⇒「建設産業・不動産業」

⇒「ガイドライン・マニュアル」⇒「監理技術者制度運用マニュアル」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000002.html

■**建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者**

国土交通省近畿地方整備局ホームページ

⇒「建政部」⇒「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>